

持ち帰り可

(案)

第2次 富良野市男女共同参画推進計画

2019年～2028年

2019年 月

富良野市

目 次

計画の策定にあたって	1
【第1章】計画の趣旨	
計画策定の目的	2
計画の位置づけ・計画期間	3
【第2章】計画の基本的な考え方	
基本理念・基本目標	4
【第3章】基本目標について	
目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	5
目標2 あらゆる分野における男女共同参画の実現	7
目標3 安全・安心な暮らしの実現	10
【第4章】計画の推進	
計画の推進体制	14
【第5章】推進項目	
基本目標1・2	16
基本目標3	17

計画の策定にあたって

今、国内においては少子高齢化が進み、そのことによる人口減少や、個人の価値観の多様化など社会が大きく変化する中で、男女が性別に関係なく、それぞれの意思で社会のあらゆる場において活躍できる機会が確保され、同じ立場で力を発揮できる社会をつくるのが社会全体で取り組む重要な課題となっています。

そのようななかで、富良野市においても、平成 19 年 10 月に、市内の有識者・事業者・教育関係者及び公募委員からなる「男女共同参画推進委員会」を設置し、男女共同参画社会の実現に向けて、富良野市が取り組むべき施策などについてのご意見をいただきながら、計画的に政策を推進するため、平成 21 年に、計画年度を平成 30 年度末までとする「第 1 次富良野市男女共同参画推進計画」を策定し取組みを進めてきました。

計画の推進により、男女共同参画意識は少しずつ社会の中に浸透してきていますが、性別による男女の役割分担意識や、慣行などがまだまだ残っているのが現状であり、男女共同参画社会の実現に向けては、未だ多くの問題がある状況にあります。

このようななかで、富良野市では「第 2 次富良野市男女共同参画推進計画」を策定し、市と市民のみなさま、事業者のみなさまと協力しながら男女が共に活躍できる社会の実現にむけての取組みを引き続き進めてまいります。



第1章 計画の趣旨

1. 計画策定の目的

男女共同参画社会基本法が平成11年（1999年）6月に公布・施行されました。

基本法では男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、その促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされています。

その後、日本においては少子高齢化が急速に進み、人口減少社会を迎えた中で、社会の多様性と活力を維持していくためには、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の促進を図っていくことが必要であり、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

このため、富良野市でも平成21年（2009年）に「男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現のため、様々な取り組みを行ってきました。

さらに、平成27年（2015年）には働く場面で活躍したいという希望を持つ女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現させるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下女性活躍推進法）が施行されるとともに、男女の家庭と仕事を取り巻く状況が大きく変化するなかで、ワーク・ライフ・バランス※1推進のための取り組みの強化が求められています。

これらの情勢を踏まえ、富良野市においてめざすべき都市像である「**安心と希望、協働と活力の大地ふらの**」の実現に向けた富良野市総合計画の推進及び、本市における男女共同参画社会実現に向けた取り組みを推進するために、第2次男女共同参画推進計画を策定することとしました。

※1【ワーク・ライフ・バランス】とは:仕事と生活の調和のことで、人生の各段階において多様な生き方が選択・実現できることを言います。

2. 計画の位置づけ

本計画は、以下の法律および計画に基づくものとして位置づけます。

- 富良野市男女共同参画推進計画（H21 より H30）に引き続き策定する計画
- 男女共同参画社会基本法に基づく基本計画
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画
- 富良野市総合計画実現のための個別計画

3. 計画の期間

本計画の期間は 2019 年度より 2028 年度までの 10 年間とします。



第2章 計画の基本的な考え方

◆基本理念

市・市民・事業者が男女共同参画を推進していくうえで基本となる考え方であり、男女共同参画社会基本法によって5つの理念が定められています。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男性も女性も個人としての能力を発揮できる機会が均等に確保されることを目指します。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が固定的な役割分担意識にとらわれず、自立した個人として様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行が及ぼす影響をできる限り中立なものにするよう配慮することを目指します。

3 政策などの立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野の方針決定に参画できる機会が確保されることを目指します。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家庭生活における役割を果たしながら、仕事、学習、地域活動が両立できる社会を目指します。

5 国際的協調

男女共同参画は国際社会における取組と密接な関係があることから、国際的な協調のもと推進します。

◆基本目標

基本理念を実現するための課題を大きく3つに分けそれぞれの目標にむけた取り組みを行い、男女共同参画社会の実現を目指します。

- 目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり
- 目標2 あらゆる分野における男女共同参画の実現
- 目標3 安全・安心な暮らしの実現

第3章 基本目標について

目標1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり

【現状と課題】

男性も女性も社会のあらゆる分野で性別に関わらず、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現が重要な課題となっています。

学校教育は青少年の成長や自立した大人となるために重要な影響を与えますが、現状、男女平等の視点に立った学習機会の提供が行われており、若い世代には男女共同参画の意識が浸透してきています。

しかしながら、内閣府が行った調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきものである」という考え方について、まだ多くの方がその考えに賛成するなど、日本の社会の中で長期間にわたり培われてきた慣習など男女の役割については根強いものがあり、こうした考え方は男女の多様な生き方などを妨げることにもつながるため、固定的な性別による役割分担意識を変えるため、市民に対し男女共同参画意識の啓発を引き続き行っていく必要があります。

また、昨今問題となっている、LGBT（性的少数者の総称の一つ）等への差別などの人権侵害はあってはならないことであり、そういったことのない人権意識の向上を図っていかねばなりません。

男女共同参画の意識の向上を図るためには、国内だけではなく、国際的に視野を広げ、異文化との交流により国際感覚を持つ取り組みを進めることも必要です。

これらについては、社会のあらゆる分野全体で取り組むべき問題であり、男女平等の意識を広く浸透させていく必要があります。

個別目標

- ・ 家庭教育セミナー等の開催による男女共同の意識づくり
- ・ 人権尊重の意識を高めるための広報活動
- ・ 男女平等の視点に立った各種講座の実施
- ・ 国際的な視野を広げ異文化を理解し互いを尊重しあう、国際感覚を持つための国際交流の実施
- ・ 広報などでの男女共同参画意識の啓発

目標2 あらゆる分野における男女共同参画の実現

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、家庭、職場、地域社会などあらゆる分野において女性の活躍が不可欠であり、特に方針決定の場において、多様な意見を反映させていくことが大切です。

近年は、ライフスタイルの変化に伴い、男女が共に協力し、能力を発揮し、仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい社会的な体制づくりが求められています。

また、平成27年には、雇用や昇進など職業生活における男女間の格差を無くし、家庭と職との両立に配慮しながら女性の仕事への参画促進を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されたことを踏まえ、女性が政策、方針の決定など多様な活動に参画できること、それぞれのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、働く場における女性の活躍推進や、社会生活での女性の登用、人材育成などをはじめ、社会のあらゆる分野での男女共同参画を推進する必要があります。

特に、近年多発する災害時の対応や、市の基幹産業である農業、高いリサイクル率を誇るごみの分別・減量化においても、女性の力を地域・計画づくりや経営につなげるための支援を進めていく必要があります。

個別目標

- 市の付属機関（審議会など）への女性委員割合の改善
- 就労の場における男女の均等な雇用機会と待遇の改善
- 男女が子育て、仕事を両立できる環境の整備
（育児休業、介護休暇、他休暇制度）
- 地域社会への男女の参画の推進（町内会・地域活動他）
- 基幹産業である農業経営における男女共同参画意識の向上
- 防災、ごみのリサイクル・減量化への取組みに関する男女共同参画



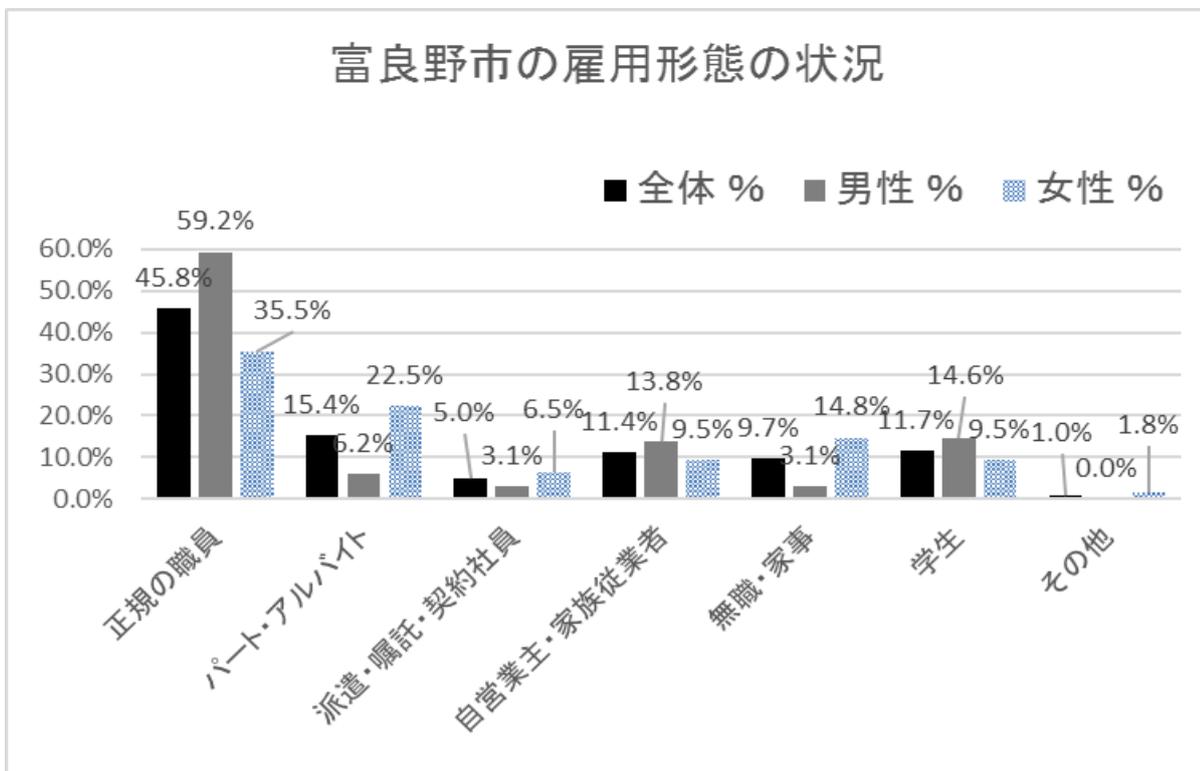
■富良野市の市職員・審議会における女性比率等

項目	H21年			H30年			対比
	全体	女性	割合(%)	全体	女性	割合(%)	
市の審議会数のうち、女性がいる審議会の数	21	16	76.2	28	19	67.9	8.3%減
市の審議会の委員における女性委員の人数	242	40	16.5	292	69	23.6	7.1%増
市の委員会のうち、女性がいる委員会の数	5	1	20	5	2	40	20%増
市の委員会の委員における女性委員の人数	36	1	2.8	37	2	5.4	2.6%増
市職員管理職の状況（全職員）	48	4	8.3	50	9	18	9.7%増
市職員管理職の状況（一般行政職）	45	1	2.2	43	3	7	5.8%増
市職員の状況	296	97	32.8	265	95	35.8	3%増
国が委嘱する委員（民生・人権擁護・行政相談）	59	28	47.5	61	28	45.9	1.6%減
市議会議員の状況	18	2	11.1	18	3	16.7	5.6%増

※一般行政職：税務職・保健師・保育士・水道業務・用務員・教育職を除いた職員
（各年4月1日現在）市民協働課調査

■富良野市の雇用形態

女性の正規職員割合は低く、パート、嘱託などの雇用形態が多くなっている。

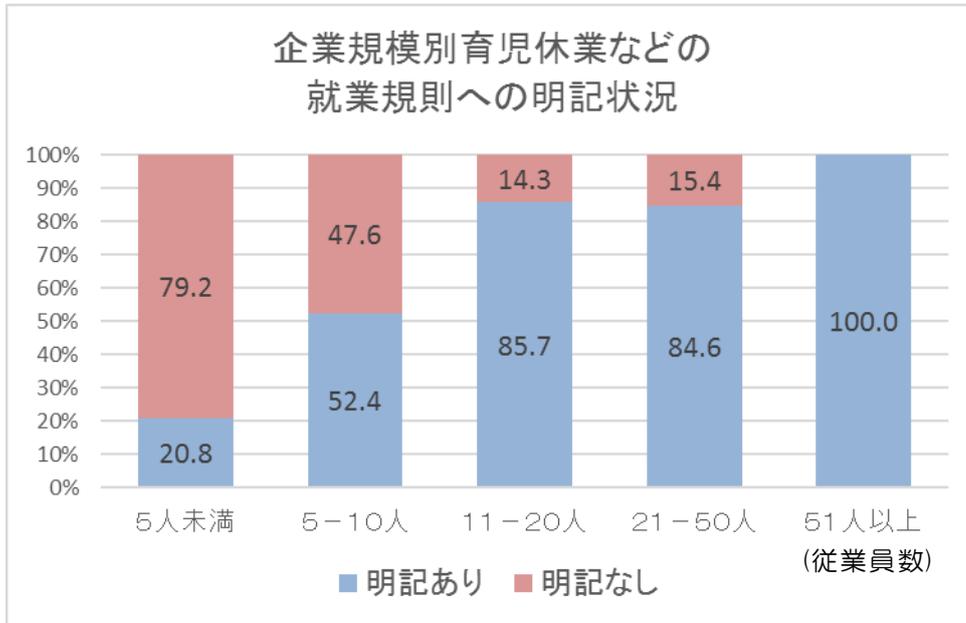


※出典：平成29年度富良野市人口減少対策に係る市民アンケート

■富良野市内の企業規模別育児休業等の規則への明記状況

富良野市内で、育児休業制度などが内部規則への明記状況について、従業員規模別では51人以上の従業員がいる企業については100%であるのに対し、5人未満の企業では20.8%と、従業員規模が少なくなるにつれ割合が下がっています。

（法律上は企業の内部規則に記載がなくても、法に基づき条件を満たせば取得することができます。
※一部条件があります）



※出典 富良野市育児休暇制度に関する調査（平成27年2月）

■内部規則に明記していない事業所の理由（自由回答）

調査の結果、50事業所より回答があり、大まかな分類は以下のとおりです。

- ・内部規則に明記はしていないが、積極的に支援・・・・・・・・・・ 2事業所
- ・対象となる職員がない（年齢的なもの、パートのみ等）・・・ 17事業所
- ・家族経営・個人事業主であるため・・・・・・・・・・・・・・・・ 9事業所
- ・法律の定めにより育児休暇を取得できるため・・・・・・・・・・ 10事業所

（その他理由）各1事業所

- ・小さな会社であり、サポート体制が構築できない、そのような状況になったことがない。
- ・最初から育児の必要な人は雇用しない
- ・業務の都合上産前に仕事を続けることが不可能
- ・従業員より申し出が無い
- ・常識の範疇で定める
- ・今のところ整備する状況には無い

※出典 富良野市育児休暇制度に関する調査（平成27年2月）

目標3 安全・安心な暮らしの実現

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに健康で、高齢者、障がい者のほか、多様な性を持つそれぞれの人の特徴を理解し、それぞれの人権を尊重しながら、住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていかなければなりません。

近年、就労に関しては、女性活躍推進法の施行をはじめとする制度改正により徐々に女性が働くための環境については改善が図られてきていますが、結婚、出産などを理由とした退職はまだ多く、就労か家庭（結婚・出産・子育て）かではなく、人生の各段階に応じた生き方が選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

そのため、男女が子育てと仕事を両立できるよう、社会全体での子育て支援体制の整備や、多様な需要に応じた保育サービスの充実図っていかなければなりません。

また、安心して暮らせるまちづくりのためには、ドメスティックバイオレンス（DV）などをはじめ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントや、近年はインターネット等のサービスの多様化などにより、その中でいじめや誹謗中傷などが行われるなどの人権を侵害する犯罪・暴力の根絶及びそれらの未然防止に努める取組みも必要です。

それらに加え、安心した生活を継続していくためには、心身の健康づくりも重要です。特に女性には妊娠や出産などをはじめ、特有の疾患などの可能性もあることから、その健康状態に応じた支援が必要となります。

さらに超高齢化社会を迎えたなかで、高齢者介護の問題は極めて大きいことから、介護負担を家族、とりわけ女性に集中すること無く社会全体で支える仕組みである介護保険制度について着実に実施することが必要です。

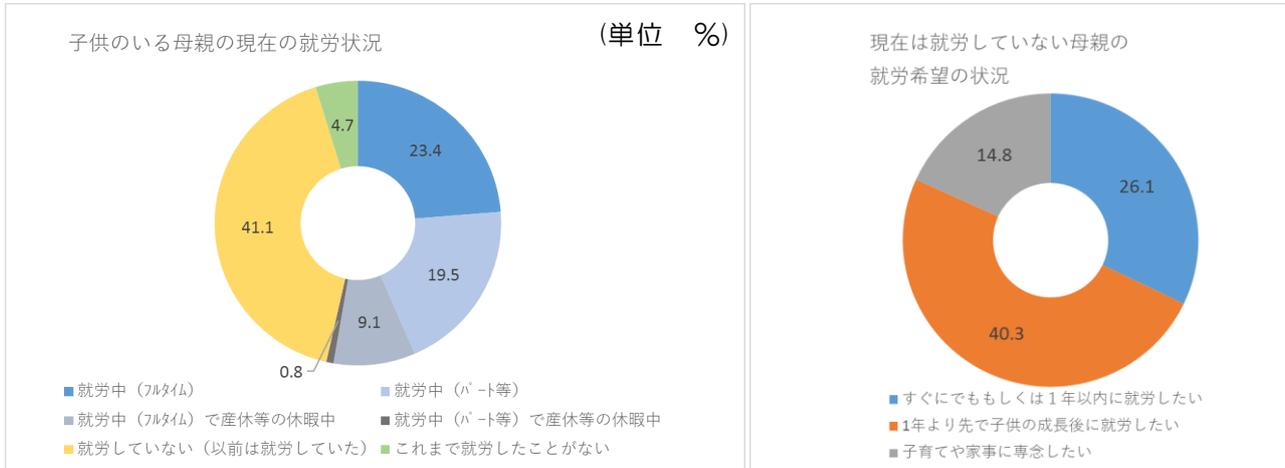
個別目標

- ・安心して子育てが出来る環境整備、相談・支援体制の充実
- ・安心して暮らせる心身の健康づくり（健康診査の実施・健康増進の推進）
- ・安心して住み続けられる支援体制（介護予防事業の実施、相談体制の充実）
- ・相談体制の充実（DV・高齢者虐待・人権侵害などの相談窓口）



■母親の就労状況（富良野市）

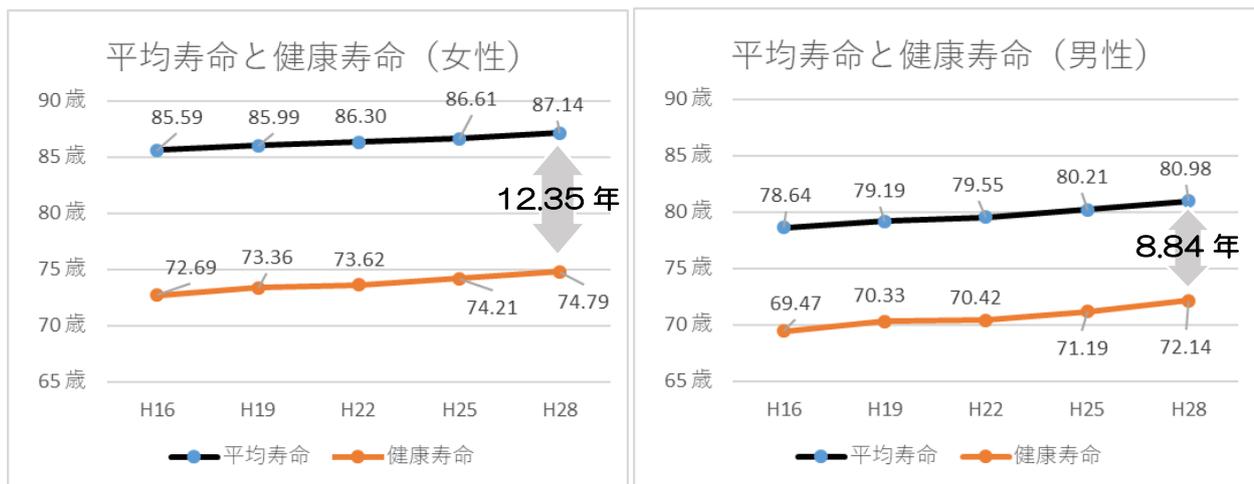
就労中（産休・育休中を含む）の合計が52.8%となっていますが、41.1%の方が以前は就労していたが現在は無職となっています。現在就労していない方のうち、66.4%の方が就労を考えています。



出典：平成 25 富良野市こども未来課子ども・子育て支援事業計画アンケート結果

■平均寿命と健康寿命の推移（国）

平均寿命は今後もさらに伸びることが予測されている一方、平成 28 年の健康寿命（日常生活に制限のない期間）は女性 74.79 年、男性が 72.14 年であり、女性は長生きだが、不健康な期間も男性の 1.4 倍程度長い状態となっています。



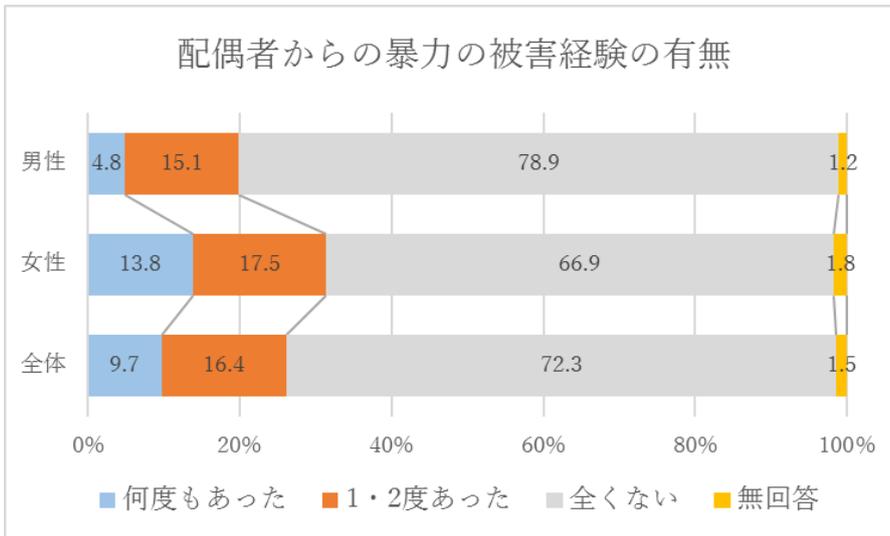
※出典：内閣府「平成 30 年版男女共同参画白書」 平均寿命と健康寿命の推移

■配偶者からの暴力被害の状況（国）

配偶者から一度でも暴力被害を受けたことのある割合は男性 19.9%、女性 31.3%、全体で 26.1%の方がなんらかの暴力を受けたことがあるという回答です。

（女性の3人に1人、男性で5人に1人、全体で4人に1人という高い割合となっています）

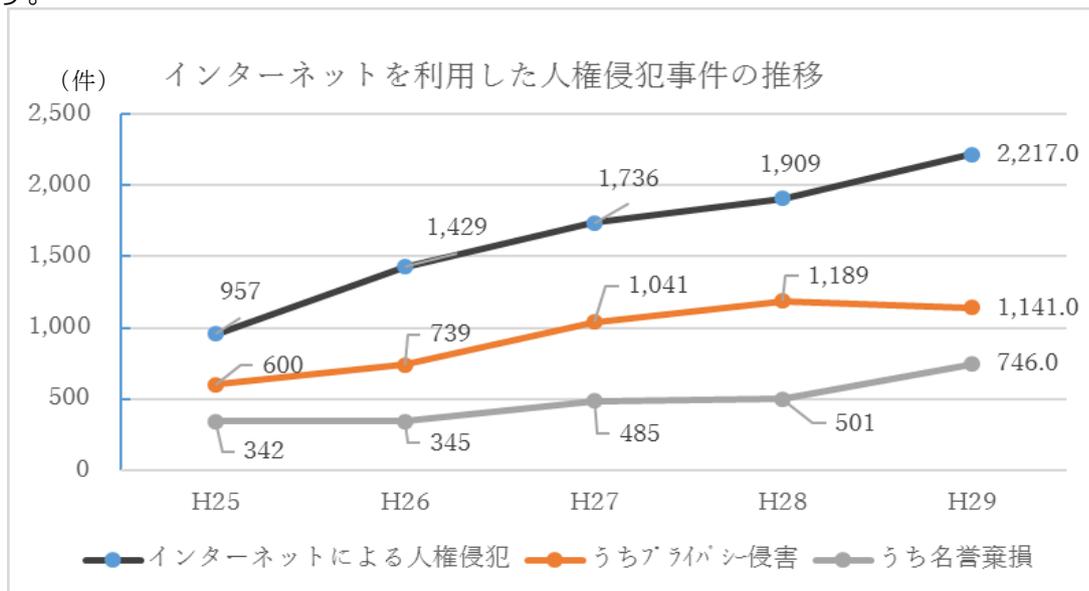
身体的暴行を受けたことがある割合は、女性の 19.8%、男性の 14.5%全体で 17.6%となっています。



※出典：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 30 年 3 月）
暴力の内容は、身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要などです

■インターネットによる人権侵犯により法務省の人権擁護機関が救済手続きを開始した事件件数の推移（国）

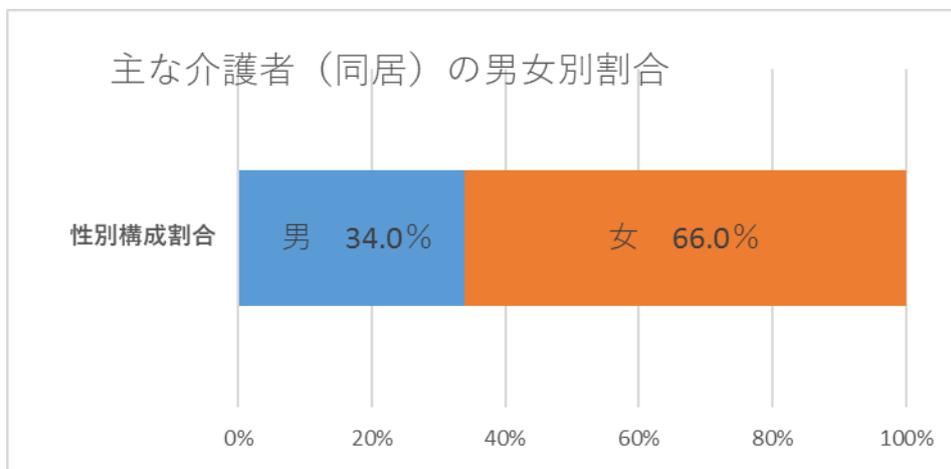
インターネットによる人権侵犯事件件数は年々増加し、平成 29 年には 2 千件を超えています。



※出典：法務省ホームページ

■主な介護者の状況

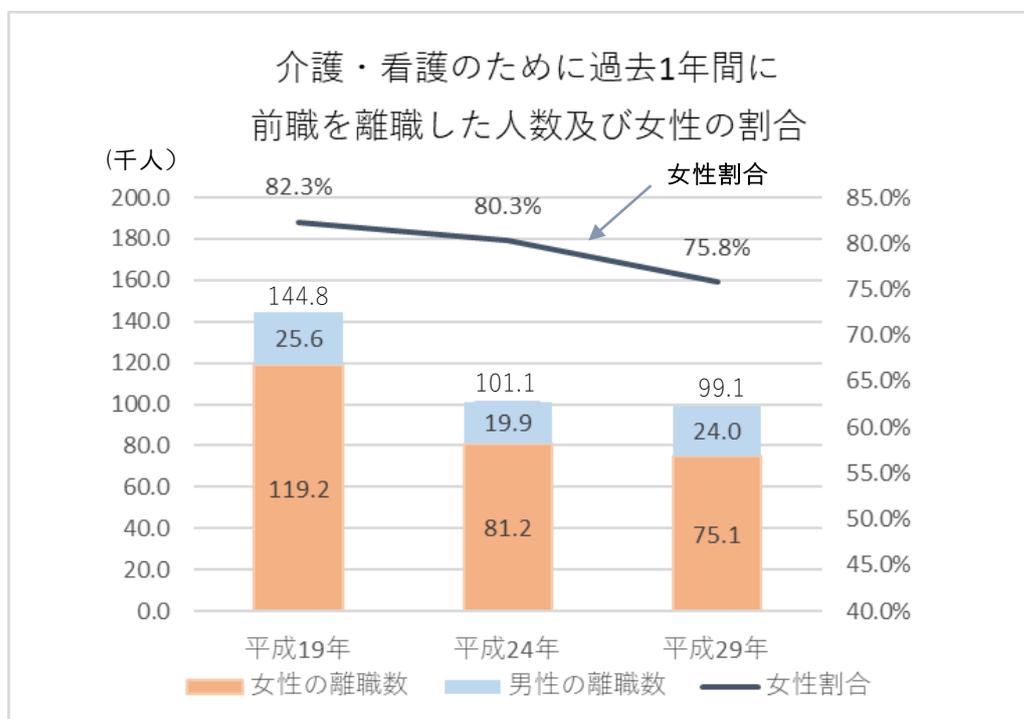
主な介護者の状況では、要介護者と「同居」している介護者は 58.7%であり、男女別の内訳は 男性が 34.0%、女性が 66.0%となっており、女性の割合が男性に比べ約 2 倍になっています。



※出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 28 年）

■介護・看護のために過去 1 年間に前職を離職した人数及び女性の割合

過去 1 年間に（平成 28 年 10 月～29 年 9 月）に家族の介護・看護のために前職を離職した方は、約 99,000 人で、うち女性が 75.8%を占めています。

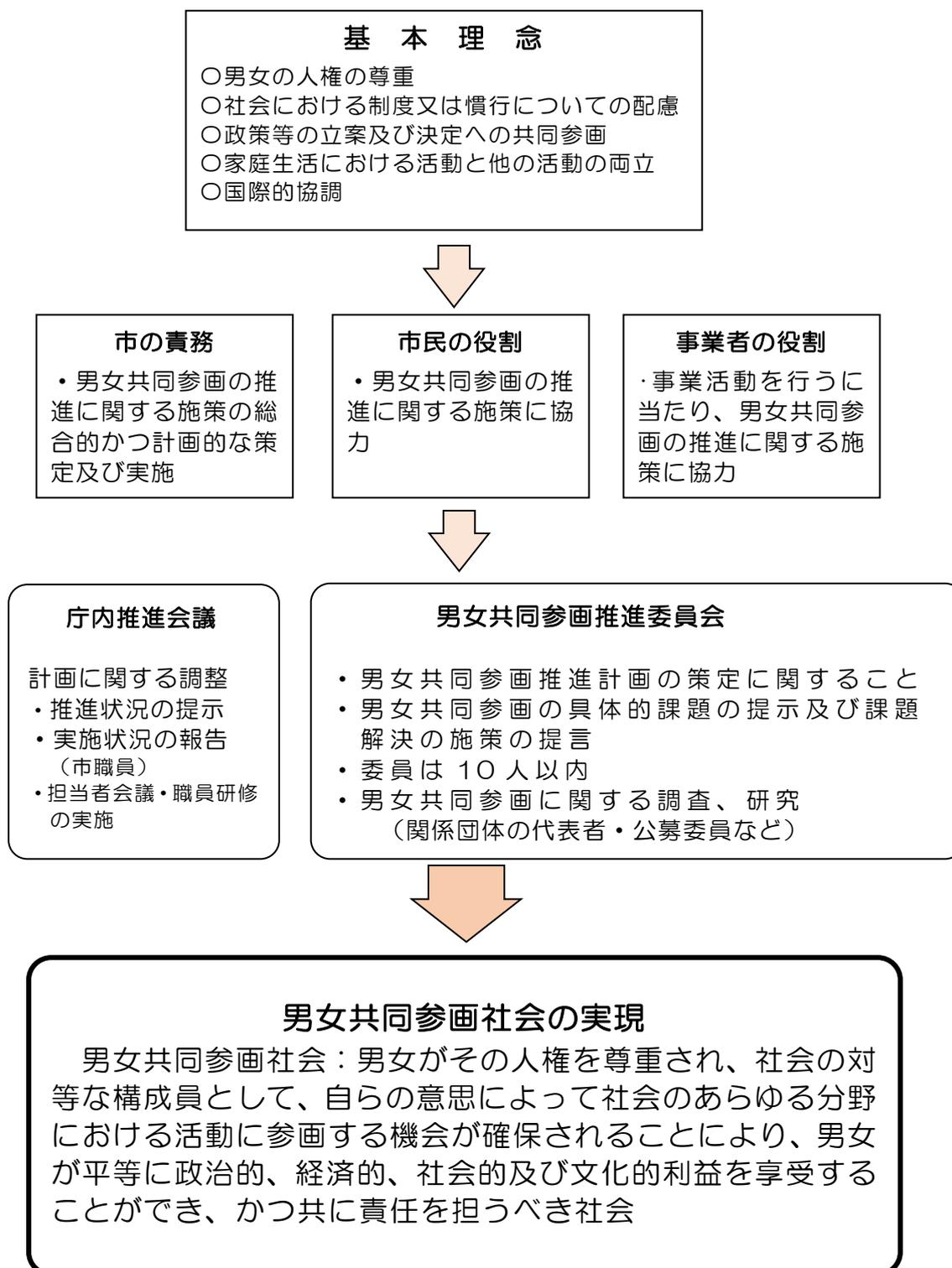


※出典：総務省「就業構造基本調査」（平成 29 年）

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

基本理念の実現のため、市民・事業者に積極的な情報提供等を行い、理解を深めていただくとともに、連携・協力しながら計画の推進を図ります。



①富良野市男女共同参画推進委員会

学識経験者、事業者、教育関係者、公募委員などで組織されている「男女共同参画推進委員会」において、男女共同参画に関する内容や、計画の推進にあたって市への意見・提言をいただきながら一体となった取り組みを進めます。

②庁内における推進

富良野市男女共同参画推進計画に基づき、各施策を推進するために、各担当課と連携・協力しながら取り組みを進めます。

また職員研修などの機会に、男女共同参画についての認識・意識を向上するよう努めます。

③国・道などとの県令

計画の推進にあたり、国や道、関係各団体と連携をとりながら取り組みを進めます。

2. 計画策定後の評価と見直しスケジュール

2019年 (H31年)	2020年 (H32年)	2021年 (H33年)	2022年 (H34年)	2023年 (H35年)	2024年 (H36年)	2025年 (H37年)	2026年 (H38年)	2027年 (H39年)	2028年 (H40年)
評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価	評価
 見直し			 見直し						

計画策定後、毎年富良野市男女共同参画推進委員会において、本計画の推進状況について確認を行うとともに、3年目、6年目の3年毎に、社会情勢等の変化、目標の達成状況や国の施策（法律の施行、改正）などに伴う変化に合わせて計画の見直しを行いながら推進します。

第5章 推進項目

基本目標1 男女共同参画の実現に向けた意識作り

推進項目	主な取組み	目 標	関係部署
① 男女平等を育む 家庭教育の推進	家庭教育のなかで、男女共同参画の視点を持ったセミナー・講演会の開催	家庭教育セミナー・講演会の開催	社会教育課
② 男女の人権と男女共同参画意識の啓発	男女の人権について啓発啓蒙・人権擁護委員と連携した講演会の実施・啓発の実施	セミナー・講演会の開催 チラシ等による啓発	市民課 市民協働課
	男女共同参画セミナー・講演会の開催	各種講演会・セミナーの開催	市民協働課
③ 視野を広げる国際交流の推進	国際交流を通し視野を広げ国際感覚を持ってもらうための国際交流の推進	国際交流事業の推進、事業の普及	市民協働課

基本目標2 あらゆる分野における男女共同参画の実現

推進項目	主な取組み	目 標	関係部署
① 仕事と生活の調和に関する意識改革	市職員の育児休業等の取得、法に基づく制度の推進	配偶者出産休暇等の取得率 男性 100% 育児休業取得率 男性 10% 女性 100%	総務課
	育児休業および介護休暇制度の推進	企業に対する育児休業・介護休暇などの広報、説明会等における啓蒙普及	商工観光課 こども未来課 市民協働課
② 女性の活躍推進及び職業生活における男女平等の推進	男女の均等な雇用機会の確保・職場における男女平等の推進	チラシ・パンフレット、説明会等における啓蒙普及	商工観光課 こども未来課 市民協働課
	市職員における女性割合	女性職員の割合 40%（全職員）※1	総務課
	市の管理的地位にある女性の登用促進	女性管理職の割合 30%（全職員）※1	総務課
③ 審議会等における女性登用の推進	市の審議会への女性登用の推進	審議会への女性登用目標 30%	総務課
④ 農林業における男女共同参画の促進	農業経営において男女を問わず意欲をもって取り組めるための環境づくりのために家族経営協定の締結促進を図る	家族経営協定の締結促進	農林課

⑤ 地域社会での男女共同参画の推進	防災等の際に女性の視点を取入れた計画づくり、体制づくりを促進する。	防災計画、訓練等への女性の参画	総務課
	ごみの分別・減量化について家庭内での格差のない取組みの推進	分別精度・リサイクル率の向上、ごみの減量化にむけた啓発の実施	環境課
	地域づくり等の活動への役割分担の中で女性が動きやすい体制の推進及び参加促進	各種事業・活動への女性の参加促進・体制の推進への情報提供	市民協働課

※1 市職員の女性割合・管理職の割合について、(全職員)とあるのは、一般行政職と全職員2種類の数値の算定方法があり、全職員については、一般行政職に教育職、保育士、保健師などを含めたものです。

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

推進項目	主な取組み	目標	関係部署
① 安心して子育てができる支援体制の充実・仕事と子育ての両立支援	子育てに必要な情報、マップなどを利用者目線で作成したものを配布し、安心して子育てができるまちづくりの促進	子育てガイドマップ、ガイドブックの作成・配付、子育てアプリの導入	こども未来課
	働きながら子育てができる環境づくりの推進	保育体制の充実・拡充	こども未来課
	地域で子育てを支えあう仕組みや、子育てのネットワークづくりの支援	ファミリーサポートセンター、子育て支援事業の充実・支援	こども未来課
② 介護保険サービスの推進	介護・福祉サービスの利用による家庭内での負担軽減	介護保険・福祉サービスの周知	高齢者福祉課
③ 相談・支援体制の充実	女性の抱えている悩みや、人権侵害に関する問題は多様であることから、相談窓口の充実及び啓蒙を促進	女性の人権相談の実施及び周知	市民課
	配偶者からの暴力(DV)などの被害防止のための相談体制の充実	関係機関との連携、相談窓口の周知	市民協働課
④ 各種建(検)診の受診率向上と予防	生涯を通じた男女の健康支援及び、女性特有の健康問題に配慮した健康支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診受診率 60% ・ がん検診受診率の向上 	保健医療課
⑤ 妊娠・出産期における健康支援	妊娠出産に関して安心して産み育てることのできる相談の実施、母子訪問、妊産婦健康診査の実施	相談体制の充実・健診受診の啓蒙	保健医療課